被害者支援制度の御案内

「被害者の手引」の配布

刑事手続の説明や各種相談窓口等を紹介するために、「被害にあわれた方へ」というリーフレットの配布を行っています。

被害者連絡制度

被害者の方は、要望に応じて、被害にあった事件を担当する捜査員から、捜査の状況等について、支障のない範囲で次のような情報を得ることができます。

- 〇 捜査状況
- 〇 被疑者の検挙状況
- 〇 逮捕被疑者の処分状況 など

被害者訪問制度

被害者の方の希望に応じて、交番や駐在所の警察官が訪問し、被害の回復や拡大防止、防犯上の連絡・指導、要望・相談等への対応などを行っています。

被害者支援要員による支援

警察では、事件の状況によって、「被害者支援要員」による

- 医師の診察が必要な場合の病院の手配や付添い
- 事情聴取、実況見分等の捜査の過程における付添い
- 〇 刑事手続や捜査の流れの説明
- 〇 相談の対応

などを行っています。

性犯罪被害者に対する初診料等の公費負担

性犯罪の被害にあわれた場合、初診料・診断書料、性感染症検査料、緊急避妊等に かかる初回の経費などを警察で負担することができます。(注)

カウンセリング費用の公費負担

精神科医が行う診療による医療費や臨床心理士が行うカウンセリング費用を警察で負担することができます。(注)

一時避難場所に関する支援

自宅が犯罪の現場となり、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時避難場所として、ホテル代などの費用を警察で負担することができます。 (注)

(注) 事件の内容などによっては、公費負担できない場合もあります。 詳しくは、下記もしくは事件担当者までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

愛媛県警察本部 犯罪被害者支援室

089-934-0110 内線2192/2193